

環境省 太陽電池の適正リユース ガイドライン公表



割れや部品の欠損があるものは
リユース品と認められない

環境省は5月18日、「太陽電池モジュールの適正なリユース促進ガイドライン」を公表した。将来的な大量廃棄に備えた太陽電池モジュール(PVパネル)を図るべく策定。法律上の要件から実際の取り扱いまで含め、国内・国外のリユース市場に適正なリユース品が流通することを目指す。

ガイドラインでは、事業者は古物営業法と廃棄物の適正な排出や処分について検討を進めてき

の有効活用としてリユースの推進が期待される中で、中古品の適正な取り扱いや、かつての雑品スクラップのようないずれも不適正輸出の防止を図るべく策定。法律上の要件から実際の取り扱いまで含め、国内・国外のリユース市場に適正なリユース品が流通することを目指す。

同省と経済産業省は太陽光発電設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する検討会やワーキンググループを設置し、PVパネルの適正な排出や処分について検討を進めてき

たうえで、リユース品の条件として▽製品情報・外観▽正常動作性(発電性能・絶縁性能▽梱包・積載状態▽中古取引の事実関係及

び中古市場)の4項目について、それぞれの基準を設けた。特に、不適正輸出への対策として海外輸出時のみの対処事項を設け、雑品スクラップで見られたような不適正な取り扱いを防止する。

ユース品としての条件や対処すべき事項を取

りまとめた。

省は「太陽光発電設備のリユース促進検討委員会」で検討の上、リ

ユース品としての条件や対処すべき事項を取

りまとめた。